

<薩摩町役場町民福祉課からのお知らせ>

平成15年10月1日から

婚姻や養子縁組等の戸籍届出時に

届出人の本人確認をおこないます。

最近、全国的に第三者による婚姻や養子縁組等の虚偽の戸籍届出事件が発生しています。

本町では、このような虚偽の届出を未然に防止し、併せて戸籍の記録の正確性を確保するため、法務省の通達により、次の戸籍届出をされた届出人等に対し、運転免許証等で本人確認をするようになりましたので、趣旨をご理解いただきご協力くださいようお願いいたします。

1 本人確認をおこなう届出の種類

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届

2 本人確認の対象者

届書の届出人又は使者

3 持参していただく証明書等

運転免許証・パスポート・その他官公署の発行する顔写真付きの身分証明書（健康保険証などの顔写真のついていないものは不可）

4 本人確認ができない場合

身分証明書をお持ちでない方または、届出時に持って来るのを忘れた方等で、本人確認ができない場合、また、届出をされた方が使者の場合や郵送による届出の場合は、後日、届出人に対し、届出を受理した旨の通知をすることになっています。

上記の身分証明書をお持ちでない方も戸籍届出はできますので、その旨を町民福祉課町民係窓口にお申し出ください。

（問合せ先） 役場 町民福祉課町民係

☎ 57-1111 内線271



一般(下記以外の人)		1日780円
●住民税非課税世帯 ●低所得Ⅱ	90日までの入院	1日650円
	90日を越える入院 (過去12ヶ月の入院日数)	1日500円
低所得Ⅰ		1日300円

国民健康保険証または老人医療受給者証をお持ちの住民税非課税世帯の方が、入院される場合に「標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事が減額されます。入院をされたら申請手続きを、入院中の方は継続更新手続きをおこなってください。

〔入院をしたとき〕

入院をしたらその月に手続きをおこなってください。

入院時食事代の減額申請について

〔入院中の方〕

現在交付を受けている認定の有効期限は平成15年7月31日までですので、継続更新の手続きをおこなってください。

●認定条件

●住民税非課税世帯であること
●手続きに必要なもの

健康保険証と印鑑

〔詳しいお問い合わせは〕

役場保健衛生課

国保係・老人保健係

☎ 57-1111 (内線274)